平成２２年（フ）第７９号
大分県宇佐市院内町斎藤1385番地
債務者　大畑　維史
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第３００号
鹿児島県鹿児島市田上台４丁目９番７号　折戸方
債務者　蓬莱　幸代
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４１０号
福井市下江守町第54号２番地45
債務者　壁下ふじ子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５４号
福井市渕１丁目3902番地　プログレスヤシロ南207号
債務者　西嶋　修二
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９５号
福井市城東３丁目11番19号
債務者　齊藤ソニア　アブエラこと　ＳＡＩＴＯ　ＳＯＮＩＡ　ＡＢＵＥＬＡ
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９７号
福井市飯塚町第８号126番地
債務者　奥島　　優
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０４号
福井県鯖江市杉本町第５号３番地８
債務者　多田　弘和
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０５号
福井県鯖江市杉本町第５号３番地８
債務者　多田ますみ
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１５号
長野市松代町東条3426番地の１
債務者　斎藤　達実
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６１号
長野市松代町東寺尾3874番地２
債務者　山本　弘樹（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６９号
長野市浅川押田270番地３　セジュールよろこびＡ棟105号、前住所長野市安茂里小市３丁目13番１　104号　小市南団地Ｂ２－４
債務者　澁谷　喜晴（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７０号
長野市浅川押田270番地３　セジュールよろこびＡ棟105号、前住所長野市安茂里小市３丁目13番１　104号　小市南団地Ｂ２－４
債務者　鎌田美佐子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７１号
長野市浅川押田270番地３　セジュールよろこびＡ棟105号、前住所長野市大字若槻団地４番地　県営アパートＤ－９
債務者　鎌田　朝子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６３０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目54番12―505号
債務者　ＤＯＧ　ＳＡＬＯＮ　たんぽぽこと孫圭子こと大村圭子こと　新野　桂子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６４０号
兵庫県西宮市神原１番15号
債務者　岩上　充子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８０８号
兵庫県尼崎市戸ノ内町５丁目４番７―209号
債務者　大野　雅博
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７９４号
北九州市小倉南区徳吉西３丁目４番２号
債務者　川野　　衛
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部